

第114回京都市消費生活審議会

1 開催概要

- (1) 日時 平成30年7月19日(木) 午後3時から午後4時30分まで
- (2) 場所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員18名(五十音順)
宇津 克美委員, 大本 久美子委員, 岡村 公子委員, 門谷 晴雄委員,
川口 恭弘部会長, 川村 幸子委員, 才寺 篤司委員,
佐久間 毅部会長, 谷田 輝恵委員, 長野 浩三委員,
日比野 敏陽委員, 廣岡 和晃委員, 藤井 秀子委員, 松井 元子委員,
山本 克己会長, 山本 隆英委員, 吉岡 絹江委員, 渡邊 孝子委員

●京都市

文化市民局

局長 吉田 良比呂

くらし安全推進部長 土井 保志

消費生活総合センター長 久保 浩志 ほか

くらし安全推進課

2 傍聴者

1名

3 開会

- (1) 京都市文化市民局長 挨拶
- (2) 京都市消費生活審議会会長 挨拶

4 審議内容等

議事

- (1) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)平成29年度推進状況について
- (2) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)平成29年度重点課題に対する取組状況について
- (3) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)平成30年度重点課題に係る実施計画について
- (4) その他

○会長

まず、議事(1)と議事(2)について、事務局から説明願う。

～ 事務局から、資料1、参考資料、追加説明、資料2について説明 ～

○会長

只今の説明に対して、何か御質問や御意見はあればお願いしたい。

○委員

資料2の11ページ、高齢者の消費者被害防止のための連携強化の拡充について、特に地域包括支援センターとの連携強化ということで、高齢者等を取り巻く現状についての把握を行う取組を平成28年から進めており、5区2支所で参画しているとなっている。福祉部局と消費者行政が連携を図ることは非常に重要であり、今年度予定されている全区への拡大は、ぜひ進めていただきたい。

また、現状把握を行う取組内容となっているが、被害救済を目的として連携し、被害事例をセンターにつないで解決していくという建前になっているのかどうかという点と、実際どのような取組をしているのか教えていただきたい。

●事務局

全区にこのような形で参画するのは、被害救済につなげる意図もある。高齢者の方からの相談は、特に判断が難しい事例が多い。いわゆる判断不十分者と分類されるが、認知症と思われる方からの相談があり、このような事例では、御本人ではなく御家族等から様々な相談を受けており、昨年度は約80件、その前年は約70件の相談があった。テレビ通販の商品を次々購入する事例等、同居されていない御家族が、たまたま様子を見に行かれると商品が増えており、購入しないように言うと、御本人はその時は了承するものの、後日見に行くと商品が増えている、といった相談である。少しでもそういう相談に応えられるよう、また、未然防止を図れるよう、福祉部門と連携強化の取組を進めていく必要があると考えている。

○委員

この取組は、基本的に被害者救済につなげていくということで、センターのあっせんにもつなげる取組であると理解してよいか。

●事務局

そのとおりである。

○委員

この地域包括ケア会議には弁護士会の消費者委員会等からも参画をさせていただいており、福祉部門だけでなく、ぜひ連携して被害救済に取り組めればと思っている。

もう1点、12ページの区・支所の構成員について、関係団体の市レベルの代表者となっているが、区・支所レベルの代表者という意味か。

●事務局

そのとおりである。

○委員

もう1点、消費者安全確保地域協議会というものが各都道府県、市町村等で立ち上げられることが可能となっていると思うが、この消費者安全確保地域協議会の立ち上げについて、京都市はどのようなスタンスでいるのか教えていただきたい。

●事務局

当センターとしては、必要な関係機関との連携の下、地域の解決困難課題を相互の協力でつないでいくことが重要と考えており、将来的にこの地域ケア会議をそのような位置付けにできればと考えている。

○委員

消費者契約法と特定商取引法が平成28年、それから消費者契約法がこの平成30年に改正されたことから、京都市の施行規則の禁止行為について見直す予定はあるのか。また、条例による勧告や指導の執行体制の状況を教えていただきたい。

●事務局

書面での指導の実績はないが、口頭指導は実施しており、必要に応じて京都府、京都府警察とも情報共有しているのが現状である。

条例の位置付けについては、他都市の状況も確認しながら、本市としての方向性を検討していくことも必要であると考えている。

○委員

資料2の1ページの成年年齢の引き下げを見据えた取組について、参考資料を見ると、新中学1年生に14、200部の副読本が配布されたとある。その教材を使ったカリキュラムの時間数は、指導要領に示されているのか。

●事務局

本市教育委員会におけるアジェンダでは、9時間と定められている。

○委員

私の子供も立派な副読本を持って帰ってくるが、使った形跡が全くない。本当に利用しているのか疑問だが、成年年齢が2022年に引き下げられるということであれば、今の中学校2年生ぐらいが2022年には成年になる。もう少し京都市においても副読本を活用されたらどうかと思うがいかがか。

●事務局

成年年齢引き下げに当たり、小学生、中学生、それから高校生への消費者教育を推進する必要性は重々承知している。当センターとしても、市教育委員会、そして高校等は市立だけでなく府立及び私立の方が多という現状を踏まえて、京都府とも協議をしながら進めていきたいと考えている。

○会長

次に、議事(3)について、事務局から説明願う。

～ 事務局から、資料3について説明 ～

○会長

只今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○委員

力を入れていきたいとの説明があった「京・くらしサポーターによる啓発活動」の充実について、人数を含めた現状及び登録者や協力者の活動内容をお聞かせ願いたい。

●事務局

制度開始当初である平成19年度から23年度までは約50名だったが、現状18名となっている。

区民ふれあいまつり等での啓発が主な活動となっている。高齢化により、実際に活動していただける方は18名より少ないため、現在登録していただいているサポーターの御意見等を踏まえ、拡充する方向で調整中である。

また、消費者団体や登録者の皆様との連携については、関係各所に御支援いただき、御相談するところから始めたいと考えている。

○委員

9 ページの高齢サポートの連携強化の②を重視されており、非常に頼もしいと思う。消費被害の防止及び被害救済につなげていく取組であるので、ぜひ積極的に進めていただきたい。

「これにより、高齢者等の状況把握に努めるとともに、迅速な情報発信等を実施」という表現では、被害救済の観点が不明確なので、検討いただきたい。取組自体はおそらく進めていただけるので、京都弁護士会としても全面的に協力したいと思っている。

また、5 ページの消費者契約法と特定商取引法の改正に絡んで、繰り返しになるが条例の規則の改正について、また御検討願いたい。

●事務局

様々な課題はあるかと思うが、少しでも前進していけるよう取り組んでまいりたい。

○委員

3 ページの「メーリングリストを活用した大学学生課との学生向け消費生活情報の発信」について、発信されるのは月に1回か、それともリアルタイムでの発信か。また、7 大学を具体的に教えていただきたい。

●事務局

基本は、できれば即時性が必要な場合はリアルタイムで発信したいと考えている。6 月から開始し、当センターから1件と、京都府消費生活安全センターから1件、計2回発信した。7 大学とは、龍谷大学、京都学園大学、京都女子大学、大谷大学、京都産業大学、佛教大学、京都橘大学である。

○委員

資料3の4 ページに、消費者教育に力を入れていくと記載されている。確かに金銭問題等様々なトラブルが多発しているので、小さい時からの金銭教育は大切だと思っている。資料1の5 ページでファイナンスパークが取り上げられているが、教育委員会と消費生活総合センターの関係はどうなっているのか。

●事務局

消費生活行政を推進するうえで庁内会議を設けており、教育委員会等を含めた関係機関に参画していただいている。また、消費者教育教材等の作成において、技術家庭科の先生方と連携している。

○委員

3ページの主な実施予定事業で、京都府消費生活安全センターと連携した府内高等学校の教職員等への研修会の実施等が入っているが、教員は非常に多忙で社会問題になっている中で、先生方が習ったことを実際にどの程度実施できるような教育環境にあるのかというところまで、把握してもらいたい。

また、8ページの高齢者の消費者被害未然防止のための連携強化の拡充について、自分の財産管理を他人に任せるまではいかなくても、自己管理が困難な人が増えてきている。成年後見制度や、社会福祉協議会の日常生活自立支援制度等で福祉サービスを供与されている方もいるが、当該制度を必要とする方が多く、順番が回ってこないと聞いている。

例えば、私も経験したことがあるのだが、そのような方は銀行に行き、キャッシュカードのナンバーが自分でなかなか操作できないといったことがある。そのような時のサポート体制があればよいと思う。身近なところで安全にサポートできる体制についても、消費者行政から促していただくことで、積極的に金融機関にも関わっていただき、生活の現場で、大きなサポートではなくて小さなサポートで生活できる場を構築してもらいたい。

○事務局

例えば銀行と包括協定を結ぶなど、多様な携わり方があると考えられる。当センターの携わり方について、今答えは持ち合わせていないが、御指摘のようなケースについて、広く意見を集めたいので取組を考えていきたい。

日常生活自立支援事業についての御意見は、所管部署にお伝えしたい。

○会長

意見も出揃ったようなので、京都市においては、頂戴した御意見を施策に反映するとともに、御検討いただければと思う。

これで本日の審議を終えさせていただき、最後に、事務局から御発言願いたい。

～ 暮らし安全推進部長 挨拶～

～ 会長 退任の御挨拶 ～

○会長

以上をもって、第114回京都市消費生活審議会を終了する。

(終了)